

令和8年度就農支援塾あぐりば募集要領

1 事業目的

地域農業の維持、発展を目指し、市内で農業を担う新たな人材を育成することを目的とする。

2 実施主体

茨木市

3 実施場所

茨木市大字泉原3385、3386番地ほか

4 実施日

下記の期間のうち、原則日曜日（9:30～15:00）及び隔週水曜日（9:30～12:00）とする。

（1）春夏コース（前期）

令和8年5月10日～令和8年9月27日（全30回）

（2）秋冬コース（後期）

令和8年10月4日～令和9年2月21日（全30回）

5 実施内容

就農に必要な知識と技術の習得を図るため、おおむね下記の内容について実習及び座学等を行う。

- ・栽培管理等の知識や生産技術
- ・農業用機械等の操作と安全対策
- ・圃場の維持管理作業
- ・農業経営、流通、マーケティング
- ・地域との付き合い方（地域調和要件）

6 受講対象者

次のすべてを満たす者とする。なお、同一世帯の申込みは、1世帯2人までとする。

- （1）茨木市内の農地で就農する意欲の高い者
- （2）就農後、適正に農地を管理し、長期的に営農できること
- （3）おおむね全日程に参加する意志があること
- （4）原則、60歳未満
- （5）実習圃場や出荷場所等へ自力で来ることができること（実習圃場へは狭小な農道の通行となります）

7 受講定員

春夏コース：4人 秋冬コース：4人

募集は各コースごとに行う。上記定員は新規募集数であり、春夏コース修了者は定員に関わらず秋冬コースに継続して申し込むことができる。なお、状況に応じて定員を増減することができるものとする。

8 受講料

各コース15,000円（運営費用の一部に充当）

ただし、同一世帯の2人目については7,500円とする。

※受講決定時に一括でお支払いいただきます。一度納付された受講料は原則返金しません。その他、作業着、長靴、草刈作業用安全対策備品等については各自負担となります。

※実習の内容により、別途、実費を徴収する場合があります。

9 募集方法

受講者の募集は公募による。

10 受講申込・決定・許可

受講を希望する者は、就農支援塾あぐりば受講申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、定められた期日までに提出するとともに、市担当部局（農林課）による面談を受けなければならない。面談の結果、受講を許可したときは、市長は就農支援塾あぐりば受講決定通知書（様式第2号）を交付する。

11 受講辞退

受講者がやむを得ない理由により受講をできなくなったときは、就農支援塾あぐりば受講辞退届出書（様式第3号）を市長あてに提出しなければならない。

12 その他

両コースを受講し、一定水準以上の知識と技術等があることが認められた者については、「地域農家候補者」に登録し、農地の斡旋を受けることができるものとする。

この要領に定めのない事項については、必要に応じて市が決定するものとする。